

探Q みらいファーム メンバー規約

(メンバー規約の適用範囲)

第1条 探Q みらいファームメンバー規約（以下、「本規約」という。）は、大阪公立大学（以下、「本学」という。）が提供する探Q みらいファームの教育プログラム（以下、「本プログラム」という。）の利用に関して、本学とメンバーおよびその保護者との間における権利義務関係を定めることを目的とし、本学とメンバーおよびその保護者との間の本プログラムの利用に関わる一切の関係について適用されるものとする。

- 2 本学が別途定めるプライバシーポリシー等（以下、「ポリシー」という。）は、その名称に関らず本規約の一部を構成するものとする。
- 3 本規約とポリシーの内容が異なる場合、ポリシーの内容を優先して適用させるものとする。
- 4 本規約およびポリシーの内容と本規約外における本プログラムの説明等が異なる場合、本規約およびポリシーの内容が優先して適用されるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する以下の用語の定義は、以下に定めるところとする。

- (1) メンバー 本プログラムを受講するために、入会の申し込みを完了し、本学が入会を認め
た児童
- (2) メンバー申込者 本プログラムへの参加を希望し、入会の申し込みを完了している児童
- (3) ウェブサイト omu.ac.jp をドメインとする本学が運営するウェブサイト（理由の如何を
問わず、当該ウェブサイトが変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含む。）
- (4) 入会登録情報 メンバー申込者が入会申し込みの申し込みフォームに入力した情報

(教育プログラムの目的)

第3条 本プログラムは読売新聞大阪本社の「農 project」の一環として、本学と読売新聞大阪本社が共同で行うもので、農業に関わる次世代の担い手を中長期で育成するために、本学のなかもずキャンパス内にある農学部附属教育研究フィールドをリビングラボの舞台として活用し、本プログラムに参加することで、都市農業に対する理解を深め、農業に関わる多種多様な仕事への関心を高めることを目的とする。

(入会の資格)

第4条 メンバー申込者は、本プログラム実施年度において、小学校4年生から小学校6年生の児童であって、その保護者が以下の項目全てを満たすものとする。

- (1) 本規約へ同意すること
- (2) 児童が本プログラムの活動に堪え得る健康状態であること
- (3) 暴力団関係者でないこと

(入会)

第5条 メンバー申込者およびその保護者は、本学が準備するウェブサイトの応募フォームを通して、

本プログラムへの入会申し込みを行う。メンバー申込者が本学の定める本プログラムの定員を超える場合、本学は抽選によって入会を認める者を決定し、速やかにメンバー申込者に抽選の結果を通知する。本学から入会が認められた者は、参加料金の支払いを確認した日を以て入会の成立とする。

- 2 メンバーは、入会登録の情報に変更が生じた場合、本学の定める方法により、当該変更情報を遅滞なく届け出るものとする。メンバーが当該変更情報の届け出を行わなかったことにより、メンバーに何らかの不利益または損害が発生したとしても、本学は一切の責任を負わないものとする。
- 3 入会、変更登録はすべて保護者（法定代理人）が行う。

（参加料金および支払方法）

第6条 メンバーおよびその保護者は、下記に定める金額の参加料金を負担するものとする。

一人当たりの参加料金（年間） 10,000円（消費税を含む）

- 2 メンバーおよびその保護者は、当該年の参加料金を、指定された日までに、本学の指定する方法で、納入しなければならない。
- 3 納入した参加料金は、本学の責めに帰すべき事由がない限り返金しないこととする。

（在籍期間）

第7条 メンバーの在籍期間は、当該年の3月初回活動日から12月最終活動日までとする。

（個人情報の利用）

第8条 メンバー申込者およびその保護者は、本学が、メンバー申込者およびその保護者に関する以下の個人情報を収集、保管、利用または第三者へ提供すること（以下、総称して「個人情報の利用」という。）に同意する。

（1）メンバー申込者およびその保護者の個人情報の利用目的

ア メンバー申込者およびその保護者が申し込みの際に申し出た個人情報について、メンバー申込者およびその保護者との連絡のために利用する他、本プログラム実施に伴う各種手続き、また参加料金の支払いのための手続きに必要な範囲で利用する。

イ 本プログラムに参加する児童の個人情報および学習履歴について、本学における教育プログラム内容検討、各種調査研究、統計資料の作成に利用する。

（2）メンバー申込者およびその保護者の個人情報の第三者への提供

本学は、本プログラムの手配および実施に伴う各種手続きに必要な範囲内、または本学の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運営関係者、保険会社等に対し、メンバー申込者およびその保護者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号またはメールアドレスを電磁的方法等で送付することにより提供する。

（3）メンバー申込者およびその保護者の個人情報の収集・利用について

ア 収集目的、利用範囲をウェブサイトに明示し、同意を得る。

イ メンバー申込者およびその保護者の同意がない限り、収集目的以外に使用しない。

ウ 預託、第三者提供する場合は、予めその旨を通知し、同意を得る。

エ 本プログラムを受講する児童の個人情報の収集にあたっては、保護者の同意を得る。

(4) メンバー個人情報の委託

本学は、本プログラムの実施において収集した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがある。この場合、本学は秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託する。

(5) 個人情報が漏洩した場合

万一、本学が管理する個人情報の流出等の問題が発生した場合には、直ちにメンバーおよびその保護者に連絡し、速やかに適切な対策を講ずる。

(6) 不要になった個人情報

保有する必要がなくなった個人情報は、本学が確実かつ速やかに廃棄する。

(ユーザーID およびパスワードの管理)

第9条 メンバーおよびその保護者は、本学から通知されたユーザーID およびパスワードを厳重に管理するものとし、自らのユーザーID およびパスワードによりなされた、本プログラムにかかる一切の行為およびその結果について、当該行為をメンバー自身が行ったか否かまたはメンバー自身の過失の有無を問わず、自らその責任を負う。

- 2 メンバーおよびその保護者は、ユーザーID またはパスワードが保存された情報機器を紛失した、または盗難された場合、その旨を速やか本学に通知しなければならない。
- 3 ユーザーID またはパスワードに関するユーザーによる使用上の過誤または第三者による不正使用等について、本学は一切の責任を負わないものとする。但し、本学の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。
- 4 メンバーおよびその保護者は、ユーザーID またはパスワードが第三者に不正に取得された、または不正に使用されている事実を知った場合、その旨を速やかに本学に通知しなければならない。

(事故・怪我等のアクシデント)

第10条 本プログラムで指示した活動中のメンバーの事故等については本学が加入する「傷害保険」の定める範囲内で処理するものとし、集合場所への道中で発生した事故等について、本学は一切の責任を問わないこととする。

(退会)

第11条 メンバーの保護者は、メンバーを入会決定された期間の途中で退会させようとするときは、本学が指定する方法により届け出るものとする。また、以下のいずれかに該当する場合、本学はそのメンバーを退会させることがある。

- (1) 本規約第4条の入会資格に該当しなくなったとき
- (2) 本規約や本プログラム遂行上のルール、法令に違反したとき
- (3) 他のメンバー、本学または第三者に不利益、損害、不快感を与える行為を行ったとき
- (4) 他のメンバー、本学または第三者の肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為を行ったとき
- (5) 本学の許可なく、本プログラム内容の録音、録画その他記録または保存を行う行為ならびにメンバー以外に対し視聴可能にさせる行為を行なったとき

(6) 他のメンバー、本学教職員への迷惑となる行為や本プログラムの進行の妨げになる行為を行なったとき

(連絡・通知)

第12条 メンバーおよびその保護者と本学との間の連絡または通知は、本学の定める方法により行うものとする。第5条第2項に定める変更の届け出がない限り、現在入会登録情報として登録されている連絡先へ連絡または通知を行うものとする。これらは発信時にメンバーおよびその保護者へ到達したものとみなす。

2 本学は、メンバーおよびその保護者に事前に通知し、了承を得ることにより、本プログラムの内容の一部を変更することができる。当該変更によってメンバーに何らかの不利益または損害が発生したとしても、本学は一切の責任を負わないものとする。

(中止・終了)

第13条 本学は、天災地変、社会情勢の変化、その他本活動の存続を困難とする事由が生じたときは、本プログラムを中止あるいは終了することができるものとする。

2 前項の事由により、やむを得ず本プログラムを中止あるいは終了する場合、メンバーに対して補償を要しない。

(免責)

第14条 本学は、本プログラムにおける盗難、障害その他の事故について、本学に故意または過失がある場合を除き、責を負わない。

(損害賠償)

第15条 メンバーおよびその保護者は、本規約に反する行為またはそれに類する行為によって、本学または本プログラムを通して利用する学外の施設が損害を受けた場合、当該メンバーおよびその保護者は、その損害を賠償しなければならない。

(規約の変更)

第16条 本学は、本規約の変更が必要と認めた場合、変更内容ならびにその効力発生時期について、本学のウェブサイトに掲示する等の方法で告知することにより、本規約を変更できるものとする。

(協議事項)

第17条 本規約に疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については、本学とメンバーおよびその保護者は誠実に協議する。

附則

1 この規約は、令和6年2月9日から施行する。